

## 公益社団法人日本伝熱学会 会長名による感謝状の発行に関する覚え書き

1. 会長は、本学会の会長名で、感謝状を発行することができる。
2. 対象者は、本学会の活動に対して顕著な寄与のあった国内外の個人あるいは団体とし、会員、非会員を問わない。
3. 感謝状は、会長あるいは会員の発案により、会長が、表彰及び総務担当副会長と協議のうえ発行する。
4. 感謝状を発行した場合、会長は、その主旨と経緯を、理事会に報告するものとする。
5. 発行の記録は、文面を含め、事務局において保管する。

平成 14 年 6 月 7 日 理事会承認